平成２３年（フ）第２５６６号
大阪市城東区今福西１丁目３番５号
債務者　古瀬　貞夫
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６７号
大阪市城東区今福西１丁目３番５号
債務者　榎本トシコ
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５５号
大阪市大正区小林東３丁目13番７号小林東マンション１号館101号
債務者　村田　幸枝（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７１２号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目19番18―301号
債務者　小林　妙子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７８８号
大阪市生野区小路２丁目１番18号　グランドハイツ日建302号
債務者　松浦千香子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７９２号
大阪市淀川区西中島７丁目９番15号
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８２９号
大阪府八尾市福万寺町南３丁目１番地　203号
債務者　向井　倫子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８９２号
大阪市福島区海老江４丁目１番20号
債務者　鈴木　資生
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９６６号
大阪市西成区天下茶屋２丁目６番36―309号
債務者　落合　明人
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９７４号
大阪府寝屋川市田井西町５番７―304号
債務者　山脇　由江
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９７９号
大阪市城東区森之宮２丁目１番101―813号
債務者　小野まさよこと　康　　晶玉
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９８１号
大阪府寝屋川市香里南之町５番８―302号
債務者　坂野万美子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９８５号
大阪市西淀川区佃３丁目11番24号　大東千舟マンション201号室
債務者　小城由美子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６号
埼玉県越谷市赤山町１丁目290番地
債務者　半沢　聖一
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
埼玉県蕨市南町１丁目24番10号　朝日荘101号、破産申立時の住所埼玉県春日部市備後西４丁目10番18号　タイガーズマンション武里205号
債務者　西川　一男
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
埼玉県草加市氷川町119番地６　若葉荘
債務者　中野　正美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
埼玉県三郷市彦成３丁目14番１―508号
債務者　松竹　好江
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
埼玉県吉川市吉川団地２番３号502
債務者　帰山　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係